

議案第 77 号

行田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

コミュニティセンターみずしろのギャラリーについて、午前、午後、夜間及び一日単位での貸出しを加えるほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

行田市コミュニティセンター条例（平成 14 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

ギャラリー	450
-------	-----

」

「

ギャラリー	450（ただし、午前利用の場合は1,450円とし、午後利用の場合は1,450円とし、夜間利用の場合は1,800円とし、1日利用の場合は4,700円とする。）
-------	--

」

に改め、

同表備考に次のように加える。

5 午前利用とは午前 9 時から午後 1 時まで、午後利用とは午後 1 時から午後 5 時まで、夜間利用とは午後 5 時から午後 9 時 30 分まで、1 日利用とは午前 9 時から午後 9 時 30 分までの利用をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 78 号

行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

行田市立泉小学校校舎内に新たに行田市泉太井第二学童保育室を設けることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

行田市学童保育室設置及び管理条例（昭和５６年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

行田市泉太井学童保育室	行田市大字持田７０番地
-------------	-------------

」

を

「

行田市泉太井第一学童保育室	行田市大字持田７０番地
行田市泉太井第二学童保育室	行田市大字持田７０番地

」

に

改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 79 号

行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、行田市地域包括支援センターの職員の員数のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「地域包括支援センターの」を「当該地域包括支援センターの」に、「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同項第1号及び第2号中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項に規定する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 80 号

行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 11 月 26 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１号中「第１４０条の６６第１号ロ(2)」を「第１４０条の６６第１号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

国民健康保険税率等の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

行田市国民健康保険税条例（昭和３２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２２万円」を「２４万円」に改める。

第３条第１項中「１００分の７．２」を「１００分の７．６」に改める。

第４条中「２８，０００円」を「３６，０００円」に改める。

第５条中「１００分の２．３」を「１００分の２．６」に改める。

第６条中「１１，０００円」を「１４，５００円」に改める。

第７条中「１００分の１．９」を「１００分の２．５」に改める。

第８条中「１２，０００円」を「１５，０００円」に改める。

第２０条第１項中「２２万円」を「２４万円」に改め、同項第１号ア中「１９，６００円」を「２５，２００円」に改め、同号イ中「７，７００円」を「１０，１５０円」に改め、同号ウ中「８，４００円」を「１０，５００円」に改め、同項第２号ア中「１４，０００円」を「１８，０００円」に改め、同号イ中「５，５００円」を「７，２５０円」に改め、同号ウ中「６，０００円」を「７，５００円」に改め、同項第３号ア中「５，６００円」を「７，２００円」に改め、同号イ中「２，２００円」を「２，９００円」に改め、同号ウ中「２，４００円」を「３，０００円」に改め、同条第２項第１号ア中「４，２００円」を「５，４００円」に改め、同号イ中「７，０００円」を「９，０００円」に改め、同号ウ中「１１，２００円」を「１４，４００円」に改め、同号エ中「１４，０００円」を「１８，０００円」に改め、同項第２号ア中「１，６５０円」を「２，１７５円」に改め、同号イ中「２，７５０円」を「３，６２５円」に改め、同号ウ中「４，４００円」を「５，８００円」に改め、同号エ中「５，５００円」を「７，２５０円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の行田市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、な

お従前の例による。

議案第 8 2 号

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

水道法施行令の一部改正等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部を改正する条例

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格
基準に関する条例（平成２５年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において
衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「２年」を「３年」に改め、「以
上水道」の次に「、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水
道等」という。）」を、「有する者」の次に「（１年６月以上水道に関する技術上
の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第２号中「の土木工学
科」を「において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改
め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「３
年」を「４年」に改め、「以上水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（２
年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、
同条第３号中「短期大学（同法による専門職大学の前期課程」の次に「（以下「専
門職大学前期課程」という。）」を、「高等専門学校」の次に「（次号において「
短期大学等」という。）」を加え、「同法による専門職大学の前期課程に」を「専
門職大学前期課程に」に、「修了した後）」を「修了した後。次号において同じ。
）」に改め、「水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（２年６月以上水道
に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第８号
中「水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（５年以上水道の工事に関する
技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第１１号
とし、同条第７号中「の規定による」を「に規定する」に改め、「以上水道」の次
に「等」を加え、「有するもの」を「有する者（６月以上水道に関する技術上の実
務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第９号とし、同号の
次に次の１号を加える。

- (10) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項及び第２項に
規定する土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて、３年以上
水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に
関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第6号中「第1号若しくは第2号」を「第1号から第6号まで」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」を削り、「水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経過年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「あつては1年」を「あつては2年」に、「2年」を「3年」に改め、「以上水道」の次に「等」を加え、「有するもの」を「有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「高等学校」の次に「又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）」を、「水道」の次に「等」を、「有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を

削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第３号中「及び第４号」を「又は第５号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）」を「専門職大学前期課程」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「修了者」を「修了した者」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第４号中「第２号」を「第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号の次に次の２号を加える。

- (5) 技術士法第４条第１項に規定する第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、
１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 建設業法施行令第３４条第１項及び第２項に規定する土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 83 号

訴えの提起について

損害賠償の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 11 月 26 日提出

行田市長 行 田 邦 子

1 相手方

行田市 ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

2 訴えの要旨

令和 5 年 12 月 17 日午後 5 時 5 分頃、行田市大字埼玉 4498 番地 3 地先道路において、相手方が運転する車が道路反射鏡に衝突したことにより、これが破損し、市に損害を与えたため、損害金等の支払を求めるものである。

3 請求の趣旨

ア 相手方に対し損害金等の支払を求めるもの

イ 相手方に対し上記アの金額に対する令和 5 年 12 月 18 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求めるもの

ウ 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

公開用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工している場合があります。